

令和7年度 医学部履修要領

I. 授業科目の履修について

1. 必修科目を履修し、選択科目についてはⅡにより選択し履修しなければならない。
2. 授業科目の履修は、すべて出席受講することを原則とする。
3. 実習については正当な理由による届けが無く欠席した場合は必要な単位を与えない。

Ⅱ. 履修科目選択上の注意事項

(1) 教養教育科目等

1. ドイツ語、フランス語、中国語については、同一言語 2 科目を履修する。
2. 物理学実習Ⅰ、化学実習Ⅰ、生物学実習Ⅰは必修とする。物理学実習Ⅱ、化学実習Ⅱ、生物学実習Ⅱについては、3 科目中 2 科目を選択し履修する。
3. 教養セミナーⅠ、教養セミナーⅡについては、各科目において、1 つのセミナーを履修する。
4. 英語については、3 科目を選択し履修する。
5. 哲学、社会学については、2 科目中 1 科目を履修する。
6. 保健体育Ⅰ、保健体育Ⅱについては、2 科目中 1 科目を履修する。
7. I 期の基礎物理学、基礎化学、基礎生物学については希望者のみ 1 科目を履修する。
8. II 期の心理学実習については、希望者のみ履修する。(令和7年度入学生より)
9. II 期の医療経済学については、令和7年度は開講なし。

(2) 基礎配属

1. 実習扱いとする。
2. 配属の際は、学年成績が優先される。

なお、学部並行型の大学院準備課程(2年生の10月登録まで適用)の学生は、大学院準備課程の担当指導教員の教室を第一希望とした場合、優先的に配属させる。

(3) 地域マインド教育・黒潮医療人養成プロジェクト

1. 地域マインド教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについては、地域医療枠・県民医療枠・県民医療枠 ABC の学生は必修とする。
2. 黒潮医療人養成プロジェクトについては、以下の通りとする。

・アクティブラーニング(地域総合診療コース)(黒潮地域総合診療)

主に地域医療枠・県民医療枠 A の学生が選択し履修するが、一般枠の学生も選択可とする。

(1年次はケアマインド内早期体験実習に含まれて実施される。)

・アクティブラーニング(災害・救急コース)(黒潮災害救急)

入学枠を問わず希望する学生が選択し履修する。

・体験実習(黒潮体験実習)

主に地域医療枠・県民医療枠の学生が選択し履修するが、一般枠の学生も選択可とする。

(2年次・3年次の病棟実習Ⅰ・Ⅱに含まれて実施される。)

・選択制臨床実習(黒潮長期滞在型クリニカルクラークシップ)

主に地域医療枠・県民医療枠の学生が選択し履修する。

(6年次の選択制臨床実習に含まれて実施される。)

III. 履修科目の成績の評価について

1. 各科目の成績は、試験、レポート、講義・実習態度等により評価し、詳細な評価方法や配分については、各科目の評価方法等に記載する。出席については、すべての授業に出席すること。やむを得ない理由がある場合でも、各講義回数の2/3以上の出席を原則とする。
2. 各科目の成績評価は100点満点で、合否判定の基準については、60点を合格基準とする。
3. 定期試験（各科目シラバスに明記されている試験を含む）は、原則として所定の試験期間・試験日に実施する。
4. 病気その他やむをえない事由により定期試験、追再試験などを受験できない者は、その理由を記して医学部長に届け出なければならない。その場合には追試験を施行する。
5. 定期試験などの本試験（本試験の追試験を含む）に不合格となった者に対して当該科目の担当教員は、再試験を1回、施行する。再試験後に合格した場合の成績は60点とする。
6. やむを得ない理由等なく試験を受験しなかった者については、当該試験は不合格とする。
7. 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その試験期間中またはその試験を含む期のすべての試験を無効とし、その期の受験資格を停止する。なお、試験期間を定めない学年については、その学年の全ての試験をこの措置の対象とする。

IV. 単位

1. CAP制度：各期の選択科目の取得単位数の上限を定める。なお選択科目については、履修中止手続きを行うことができるものとする。
2. 各期において、別表に記載の単位を修得しなければ進級できない。

V. 共用試験

1. 共用試験（CBT及びPre-CC OSCE（臨床実習前客観的臨床能力試験））の本試験、追再試験等の取り扱いについては、医療系大学間共用試験実施評価機構の定める基準に準じる。
2. 共用試験（Post-CC OSCE（臨床実習後客観的臨床能力試験））の本試験、追再試験等の取り扱いについては、本学で定めるものとする。

VI. 特別講義

1. 人権問題に関する特別講義：人権問題に関する特別講義は必ずこれを受講しなければならない。
2. 基礎医学に関する特別講義：各講座の担当分野におけるトピックスあるいは最新の研究などについて、学外講師等により行われる講義等で、履修の評価は当該講座の担当する科目の評価の中に含まれる。

VII. 進級判定

1. 進級判定は、Ⅱ期、Ⅳ期、Ⅵ期、Ⅷ期の修了時に行う。
2. Ⅰ、Ⅱ期の授業科目について、所定の教養教育科目・基礎医学科目等に合格した者はⅢ期への進級を認める。
3. Ⅲ、Ⅳ期の授業科目について、所定の基礎医学科目等に合格した者はⅤ期への進級を認める。
4. Ⅴ、Ⅵ期の授業科目について、所定の基礎医学科目・臨床医学科目等に合格し、基礎配属を履修した者で、かつⅥ期終了時の進級判定までに定められた英語試験の基準スコアを満たした者は、Ⅶ期への進級を認める。なお、Ⅵ期の進級判定時に規程のスコアを取得していない場合は、「参考試験」や本学にて受験したTOEFL-ITP試験の受験回数及びスコアを考慮して、可否を判断する。

5. VII、VIII期の授業科目について、所定の臨床、社会医学、共用試験（CBT 及び Pre-CC OSCE）に合格し、臨床実習入門、看護体験実習等所定の科目を履修した者は、IX期への進級を認める。共用試験については、合格することを進級の必要条件とする。なお、共用試験の方法や合格基準に変更などがある場合は、基準を変更し試験施行の1ヶ月前までに公示する。

6. 【判定基準】

ア) 進級判定に用いる試験については、必要な科目に合格しなければならない。ただし、本試験の平均が60点未満、または再試験が5科目以上ある場合、学習態度が不良である場合は、進級を認めないことがある。

イ) 上記4で定めた進級要件となる英語試験については、合格基準を下記の通りとする。

合格基準：TOEFL-ITP 470点以上、TOEFL-iBT 52点以上、TOEIC Listening & Reading Test 500点以上のいずれか。

なお、上記合格基準のスコアを取得している場合も、本学が実施するTOEFL-ITPの試験を必ず受験すること。（令和4年度入学生より）

ウ) CBTについては医療系大学間共用試験実施評価機構の定めるIRT標準スコアを到達基準とする。到達基準に達しなかった場合は再試験を行い、本試験の基準において到達判定を行う。

なお、共用試験は受験料が必要となる。再試験を受験する場合には再度、受験料が必要である。

7. 臨床実習は、臨床実習入門を履修するとともに、共用試験に合格した者のみが履修でき、臨床実習に参加する学生に臨床実習生（医学）の称号を付与する。（なお、規定のワクチン接種は済ませておくこと。）

なお、共用試験の合格基準は、本学の基準及び医療系大学間共用試験実施評価機構が定める基準で判定する。

※ X期終了時に実施する学力試験を受験することをXI期への進級要件とする。（なお、学力試験の結果は卒業判定試験に含める場合がある。）

8. 進級できなかった学生についての再履修は以下による。

1) III期へ進級できなかった者は、進級に必要な科目の内、未修得の科目について履修しなければならない。それ以外の科目の履修については、教養・医学教育大講座の審議を経て決定する。

2) V、VII、IX期へ進級できなかった者は、不合格科目について再受講し試験を受けることとする。なお、実習については個別に協議するものとする。IX期へ進級できなかった者については、共用試験を既年次の合格・不合格を問わず受験し、合格することを進級の必要条件とする。卒業できなかった者は、Post-CC OSCE および卒業判定試験を受けることとする。臨床実習の履修科については卒業判定会議において不合格科目となった科を含むものとし、個別に協議するものとする。

※ カリキュラム改革及び臨床実習生（医学）認定制度の制定により、進級判定について変更する場合がある。なお、新旧カリキュラムの移行期における再履修科目については個別に協議するものとする。

VIII. 卒業判定

臨床実習における履修実績並びに Post-CC OSCE を含む卒業判定試験の結果を総合的に解析・評価し、本学のディプロマポリシーに謳われる能力を有するものを卒業と判定する。卒業判定試験の可否判定の基準は、教務学生委員会で別に定める。

Post-CC OSCE は受験料が必要となる。Post-CC OSCE の実施方法および評価方法については、別途告知する。

卒業判定試験は、総合試験とし2回行うものとする。国家試験の形式、出題範囲に準じた多肢選択試験とし、1回目試験の試験科目は臨床医学講義のコース毎に行う。各コースにおける問題数は30～50問とする。2回目試験は、関西公立私立医科大学・医学部連合加盟校が合同で実施する共通試験を使用する。試験問題は各コース担当科およびCBT・ブラッシュアップ委員会においてbrush-upした上、試験後、教育研究開発センターで解析し、採点する。成績の可否は1回目、2回目試験の総合判定で行い、試験の成績は国家試験の出題比率に準拠し、計算した成績で可否を決定する。不合格者は再試験の対象となる。なお、各科の卒業判定試験の成績が基準に満たないものは、卒業させないことがある。

※ 試験制度等の変更に伴い、卒業判定について変更する場合は、別途掲示する。

IX. 最終成績評価

学生が授業の到達目標をどの程度達成したかを次の評価基準により客観的に厳格に評価するものとする。

医学部では、学生の成績を総合的に評価するためにGPA（Grade Point Average）制度を導入している。GPAの算出には以下の式を用いる。通常は小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までを表示する。

1) 令和7年度I期～VI期

評価	評点*	成績評価基準	GP	判定
S	90点以上	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である	4.0	合格
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成している	3.0	合格
B	70点以上80点未満	到達目標を達成している	2.0	合格
C	60点以上70点未満	到達目標を概ね達成している	1.0	合格
D	60点未満	到達目標を達成していない	0	不合格

*評点：試験などの素点ではなく学生の到達度を示す得点である。

$$GPA = \Sigma (\text{各科目のGP値} \times \text{その科目の単位数}) \div \Sigma (\text{履修登録科目の単位数})$$

2) 令和7年度VII期～XII期

1. 進級判定成績の場合

$$fGP = (\text{評点} - 55) \div 10$$

再試験で合格の場合はD、再試験で不合格の場合はFとする。

評価	fGP	グレード	ポイント
優もしくは秀	4.0ー	A	4
良もしくは優	3.0ー3.9	B	3
可もしくは良	2.0ー2.9	C	2
準可もしくは可	0.1ー1.9	D	1
不可	(不合格)	F	0

2. 卒業判定試験（総合試験）の場合

$$GP = (\text{成績素点} - 40) / 10$$

再試験合格の場合は D、再試験で不合格の場合は F とする。

評価	GP	グレード	ポイント
優もしくは秀	4.0－	A	4
良もしくは優	3.0－3.9	B	3
可もしくは良	2.0－2.9	C	2
準可もしくは可	0.1－1.9	D	1
不可	(不合格)	F	0

3. GPA の計算方法は以下による

$$GPA = \Sigma (\text{科目のポイント}) / \Sigma (\text{科目数})$$

※なお、卒業判定試験（総合試験）は 1 科目として含める。

X. 試験問題の精度評価

各年次の進級判定試験および卒業判定試験については、教育研究開発センターで精度評価・解析を行い、追跡調査を行う。

XI. 異議申立

進級判定または卒業判定に関して、異議がある場合は、判定結果の発表日から 7 日以内に「進級判定・卒業判定異議申立書」により学長に異議を申し立てることができる。共用試験に関しては、共用試験実施評価機構の定める基準による。

XII. 既修得単位の認定について

本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

※詳細は学生便覧を参照すること。

注意) 新型コロナウイルス感染症等の特別な事情を考慮し、授業（試験を含む）日程及び実施方法並びに進級・卒業判定基準及び評価方法を変更する可能性があるので留意すること。

受験の際の注意事項

- 1 試験は出席番号札のある所定の座席で受験すること。
- 2 受験のために必要な筆記用具および許可された物品以外の携帯品はカバンに入れたうえで足下に置き、机の中及び周辺には何も置かないこと。
- 3 携帯電話等は電源を切って、カバンの中に入れること。
なお、試験中に携帯電話等の機器が作動した場合は、不正とみなされることがある。
- 4 試験開始から30分を経過した後で入室することはできない。
- 5 試験中は試験室外に出てはならない。体調不良等、やむを得ない場合は教員の許可を得ること。
なお、試験中にトイレに行くことも原則として認めないので、あらかじめ済ませておくこと。
- 6 試験開始後30分間は、教員の許可がない限り退室を認めない。
- 7 壁や机などへの書き込みを一切禁じる。
- 8 受験中は物品の貸借を一切禁じる。
- 9 受験中は不正行為と疑われるような行為を厳に慎むこと。疑わしい行為を注意した学生には、当該試験の受験資格を停止し退室を命じることがある。
- 10 試験終了後は、鉛筆や消しゴムを机の上に置き、加筆、訂正等を行わないこと。
- 11 答案の回収は、教員の指示に従うこと。
- 12 中途退室する時は速やかに退室しホール等では静粛にしておくこと。
- 13 試験に不正行為があった場合は、当該試験を含め、その期の試験すべてを不合格とする。
- 14 試験室内での飲食は厳禁とする。